

告示

埼玉県告示第八百二十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県深谷市東方町一丁目六番地十九	相馬 佑亮
埼玉県川越市大字木野目二百五十二番地五	有限会社福配

二 指定年月日

平成二十九年七月十二日